

法律問題

— 相続（遺言） —

Q Aさん（70歳、男性）「将来に備えて遺言を作っておこうと考えているのですが、どのようにして遺言を作ればいいのでしょうか？」

遺言とは、人が亡くなる前に、その人が所有している財産等をどのように処分するかを書面に書き残すことで、死後に故人の意思を実現するための制度です。遺言者は、遺言により自らの財産を死後に自由に処分することが認められています。

遺言は、15歳に達した人であれば誰でも作成することができます。ただし、遺言者の真意を確保し遺言書の偽造や変造を防ぐために、法律で厳格な要件を定めています。

遺言については、代表的な形式が三種類あります。

その中に、遺言者が遺言の内容、日付、氏名をすべて自分で記載し、署名の下に捺印する「自筆証書遺言」があります（ほかには「公正証書遺言」「秘密証書遺言」があります）。

自筆証書遺言は、遺言の内容などすべてを遺言者が自ら書く必要がありますので、代筆やワープロ等により作成した場合には無効となってしまいます。また、テープレコーダーなどで録音した音声記録についても遺言としての効力はありません。

遺言の作り方が分からないなどお悩みがある場合は、弁護士や司法書士等の専門家に一度相談されてみてください。

法テラス高森法律事務所

阿蘇世界文化遺産リレーコラム ～守っていききたいわがまちの景観と人々～

コラム第10回

「御田祭と阿蘇谷の田園が織りなす景観」

担当：阿蘇市

毎年7月に行われる『御田祭』。阿蘇大明神が阿蘇開拓と農耕の道をおひろめになった御徳をたたえ、年々の豊作を祈るもので、藩政時代には細川侯の名代が参向した唯一の祭りであり、明治以降も本社の例祭とされている重要な祭りとして、阿蘇に住む人々の営みに深く結びついています。

神幸行列にはお伴として、神々の昼飯持ちである白衣の宇奈利（うなり）、獅子、田楽、早乙女、四基の神輿、田植人形などが神幸門から出立、阿蘇の田畑を巡り、途中ではおんだ歌がうたわれ、還御門に戻ってきます。青々とした阿蘇の田園風景の中を古式ゆかしくゆったりと進む神幸絵巻は、盛夏の阿蘇谷に「えにしのかげろう」を見るような感激を与えてくれます。



「世界遺産こぼれ話」Vol.2

今年5月末現在、世界遺産は962件登録されています。その内訳は、文化遺産が745件、自然遺産が188件、2つを併せた複合遺産が29件となっています。ちなみに、日本は16件が世界遺産に登録されており、登録数で世界第14位となっています。

阿蘇は現在世界文化遺産登録を目指していますが、登録を実現させるためには、745件もある世界文化遺産に負けない「世界に誇れる阿蘇の価値」を証明する必要があります。

この価値の証明や将来にわたる保護措置の確立は容易ではありませんが、阿蘇の草原や景観についての調査検討や、貴重な文化財の指定・保護により、確実に歩みを進めているところです。

参照：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/ranking/isan.html> (世界遺産の多い国)

◆次回のコラムは、南小国町が担当します。